

官民一体型新ビジネス創出事業委託業務仕様書

1. 業務目的

豊橋市の経済の持続的成長を目指すためには、社会活動などにイノベーションを起こし得る民間企業やスタートアップ（※1）を国内外から豊橋市に呼び集め、地元企業と共創し、共に成長を目指す必要がある。一方で市役所は多様な地域課題、社会課題、または業務課題を抱えており、これらの解決に新たなアイデアを求めている。

本事業では、民間企業・スタートアップと市役所内の部署が協働しながら課題解決に当たることで、民間企業・スタートアップの集積・育成と行政の抱える問題の解決を一挙に成し遂げ、両者の相乗効果をもたらすとともに、地域産業の活性化を図ることを目的とする。

※1 スタートアップ：優れたビジネスプランや技術を持ち社会に大きな影響を及ぼすような製品開発に取り組む個人または企業

2. 事業概要

庁内の課題の選定、課題を解決する民間企業・スタートアップの選考、市役所内の部署と民間企業・スタートアップが協働して行う実証実験の円滑な運営を行い、事業化につなげるとともに、成果発表会を実施する。

協働の相手は民間企業・スタートアップの中でも、市が提示した社会・地域課題の解決につながるビジネスアイデアを持つ事業者とする。

本業務の遂行に当たっては、市役所内の課題とそれを解決する民間企業・スタートアップをうまくマッチングし、協働が円滑に進むようサポートすることが重要であり、受託者は課題の募集段階から成果発表会までの一貫した運営を市の職員と一緒に進めるものとする。

3. 運営体制と役割について

本事業では、課題を抱える部署と民間企業・スタートアップの2者が主役となるが、その間を取り持つ存在として、運営事務局を設置する。受託者は委託者とともに本事務局に参加し、共同で本事業の運営業務を行うものとする。

- ・受託者は受託期間を通して、民間企業・スタートアップ、担当部署の窓口となる業務責任者を1人設置するものとする。
- ・業務責任者は、民間企業・スタートアップの事情及びIT・テクノロジー分野に精通するものとし、専門性を発揮しながら、委託者と協力して運営を行う。基本的な役割は以下の通りである。
 - 課題募集後のブラッシュアップおよび、マーケティング
業務責任者は、応募された部署の抱える課題のうち4課題程度について、民間企業・スタートアップにとって解決可能で、ビジネスとして魅力的なものになるよう、専門的観点から課題の絞込み・明確化等のブラッシュアップの補助作業を行う。また、課題を解決しうる民間企業・スタートアップに対するマーケティングを行う。
 - 協働作業のファシリテート
受託者は、民間企業・スタートアップと担当部署の間に立ち、主に民間企業・スタートアップの考えるビジネスプラン・テクノロジーを、専門知識を持たない担当部署に対して理解できるよう説明し、効果的な協働が行われるようファシリテートを行う。

①庁内の課題選定・整理

- ・委託者が各部署から収集した課題の中から4つ程度選定する際、応募企業・スタートアップにとって魅力的なビジネスチャンスとなるよう助言すること。
- ・担当部署からの課題詳細ヒアリングの場に同席し、委託者とともに課題の整理、課題公開時に必要な情報の収集を行うこと。

②情報発信・応募候補者へのマーケティング活動

受託者は、以下の業務を行う。

- ・課題公開に向けたWeb掲載用原稿の作成補助（写真撮影含む）
- ・応募候補者向け事前説明会の開催
- ・課題の内容に応じた応募候補者のリストアップ及び情報発信

※事業目的を達成するために、質が高く十分な数の応募数を確保するよう工夫すること。

③エントリー受付業務

受託者は以下の業務を行う。

- ・情報発信及び参加者募集のためのホームページ（日本語）の作成及び運営
- ・エントリー要項の作成
- ・応募者との連絡調整
- ・メールリスト作成

④最終候補者の選定サポートの実施

委託者が全応募者に対して、最終候補者（1課題あたり3事業者程度）の選考を実施する。

その中で、受託者は以下の作業を行う。

- ・最終候補者選考（書類選考及びインタビュー選考）についてのサポート
- ・応募者への選定結果の通知

⑤最終選考のサポートの実施

委託者が課題ごとに、最終候補者から協働作業を行う民間企業・スタートアップを1社選定する（マッチング）。すべての課題についてマッチングが成立するわけではなく、最大で2課題程度のマッチングの成立を想定する。

※④及び⑤について、効果的な実証実験が実施できるようサポート方法を工夫すること。

⑥協働作業

約5ヶ月の協働期間の中で、以下の協働作業を実施すること。

- ・マッチングした豊橋市役所内担当部署と民間企業・スタートアップの打ち合わせのファシリテート（課題ごとに週1回程度を想定）
- ・約5ヶ月の協働期間中、民間企業・スタートアップ、担当部署双方の目標を達成するための実証実験のゴール設定、作業項目の整理、進捗管理、課題管理、関係者調整、広報手段策定等を行う。

※事業化に繋がるよう、実証実験の効果が最大化されるよう工夫し、民間企業・スタートアップ及び各部署をリードすること。

- ・採択した民間企業・スタートアップとの協働作業を効果的に行うために、上限50万円/件（消費税及び地方消費税を含む）の委託契約による実証実験支援を実施すること。

⑦事務局定例ミーティング開催と相談機会の提供

- ・運営事務局の定例ミーティングの開催（週1回程度を想定）

⑧成果発表会の実施

委託者と相談の下、市内企業等を集客し、令和6年度プログラムの成果を中心に発表会を行う。

⑨その他これに付随する業務

⑩成果物の提出

以下のものを成果物とし、令和7年9月30日までに納入場所へ提出すること。

- ・事業実施報告書（A4版縦） 1部

・上記の電子データ 1式

・その他、市が指示したもの

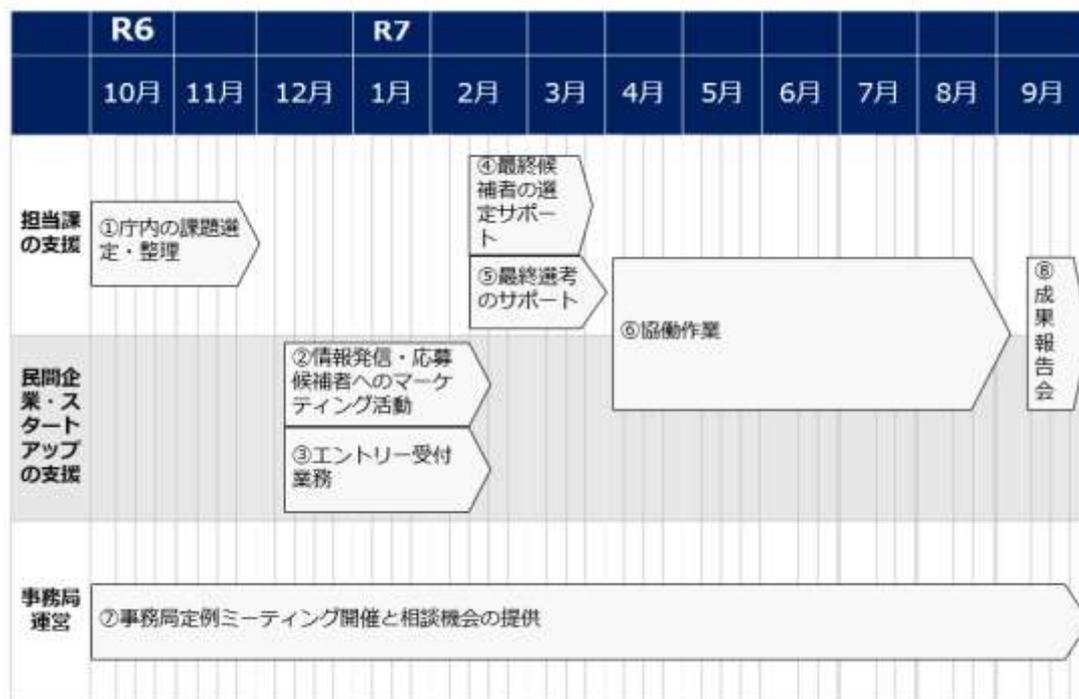
※電子データは市が指定する形式で作成すること。

納入場所

豊橋市 地域イノベーション推進室（愛知県豊橋市今橋町1番地）

4. 目安となるスケジュール（契約締結日から令和7年9月30日まで）

十分な成果検証を行うため、以下のように年度を跨ぐスケジュールで事業を実施する。



5. その他業務実施に係る要件

- ① 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- ② 成果物の著作権は市に帰属する。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- ③ 受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報については、第三者に漏洩してはならない。ただし、委託者の了解を得たうえで関係者に情報提供することはできる。
- ④ 「豊橋市情報セキュリティに関する基本方針」（本市ホームページ掲載）を遵守すること。
- ⑤ 成果物の作成には、本市の指定するファイル形式を使用すること。
- ⑥ 本業務における委託料の支払いは業務完了後とする。
- ⑦ 本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議し、その決定に従うこと。